

糸島市補助金設計書

所管課

人権・男女共同参画推進課

補助金名称	部落解放同盟糸島市協議会事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程、部落差別解消推進法

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策3_男女共同参画・人権・多文化共生

施策②_人権が尊重される社会の推進

1 補助の目的

部落問題をはじめとするあらゆる差別をなくすために活動している団体への事業補助。人権教育や人権啓発を推進する上で、基本的人権の確立を図るため、中核として活動している団体である。部落差別解消法の制定により、市の責務として、地域の実情に応じた施策・相談体制・教育及び啓発等に努めるとされており、本来、行政が取り組む事業を連携して実施する。

2 成果指標

指標① 部落差別及びあらゆる人権差別の解消推進のための各種大会、研修会等への参加回数(年間)

目標値① 90 (単位) 回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

人権教育・啓発推進事業、部落差別解消推進事業、生活基盤改善推進事業、人権同和対策指導員等養成事業

【補助対象者】

部落解放同盟糸島市協議会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

・報酬・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・負担金・備品購入費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 9,390,000 円

【積算根拠ほか】

補助対象活動経費における活動に要する経費(当該団体は、部落差別解消に取り組む団体で公益性が高いが、自主財源もなく、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できない)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで